

第4期生駒市障がい者福祉計画の策定について

1 策定根拠

現在、平成24年度から3ヵ年の計画（第5期生駒市ハートフルプラン）として実施している第3期生駒市障がい者福祉計画が平成26年度で終了することから、障害者基本法第11条第3項に規定する『市町村障害者計画』及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）第88条第1項に規定する『市町村障害福祉計画』として、平成27年度から平成29年度までの3ヵ年を計画期間とした『第4期生駒市障がい者福祉計画』を平成26年度に策定いたします。

2 自立支援協議会への意見の聴取

障害者総合支援法第88条第8項において、「市町村は、第89条の3第1項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。」と規定されていることから、第4期生駒市障がい者福祉計画の策定に関して生駒市障がい者地域自立支援協議会の意見を聴取するものです。